





三二七のうち	粉乳 飲食物(別号に掲げるものを除く。)	二割五分
三四一のうち	二 その他のうち 乾燥脱脂ミルク(学校給食用のも のを除く。)	二割五分
五六五のうち	獸脂	一割五分
六六六のうち	二 豚脂 甲 ラード 乙 その他 ロ その他	一分五厘
六七〇のうち	合成樹脂(原料用のものに限るものとし、 別号に掲げるものを除く。)	一分五厘
六七一のうち	二 その他のうち ポリエチレン	一分五厘
六七二のうち	ゴーラルタール分りゆう物及びこれと同じ成 分を有するもの(別号に掲げるものを除 く。)	一分五厘
六七三のうち	トルエン(化学的に单一のものに限る。)	一分五厘
六七四のうち	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含 む。)の部品及び附属品(ラジオ受信装置 用のものを除く。)	一分五厘
六七五のうち	蓄音機用レコードのうち 回転数が一分間につき四十回以下のも の	一分五厘
六七六のうち	回転数が一分間につき四十回をこえ るもの	一分五厘
六七七のうち	回転数が一分間につき五十回をこえる もの	一分五厘
六七八のうち	回転数が一分間につき百回をこえる もの	一分五厘
六七九のうち	回転数が一分間につき百回をこえ るもの	一分五厘
一七三六のうち	平面研削盤(立型ロータリーテーブル式 のもの及び研削することができる長さが 二千ミリメートルに満たない長テーブル 式のものに限る。)	一分五厘
一七三七のうち	金属加工用の歯切盤のうち 單軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの 直径が七百ミリメートル以上のものに限 る。)	一分五厘
一七三八のうち	写真フィルム(現像したものを含む。) 一のうちレントゲン線用のもの(撮影し ていないものに限る。)	一分五厘
一七三九のうち	外の硬質物加工用の切削機械(ニューマ チックのもの及び別号に掲げるものを除 く。)	一分五厘
一七四〇のうち	金属加工用の旋盤のうち 注 Bのうち輸入税表番号第一六七九号に掲 げる品目の新譲許税率は、Bの他の品目 の新譲許税率が適用される日よりおそい日 から適用することができる。	一分五厘

昭和三十六年十月二十四日 衆議院会議録第十二二号

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し、  
のアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件外一件

**注** Bのうち輸入税表番号第一六七九号に掲げる品目の新譲許税率は、Bの他の品目の新譲許税率が適用される日よりおそい日から適用することができる。

C

現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

輸入税表番号	品目	名	現行譲許
			新譲許税率
二〇九のうち	とうもろこし(割らないもので飼料用のものに限る。)	とうもろこし(割らないもので飼料用のものに限る。)	一割
	注 税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	注 税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	無税
二二〇一のうち	野菜、海藻(食用に適するものに限る)、果実及びナット	野菜、海藻(食用に適するものに限る)、果実及びナット	一割
	乙 その他	乙 その他	無税
二二二九のうち	干ぶどう	干ぶどう	一割
	酒類(別号に掲げるものを除く。)	酒類(別号に掲げるものを除く。)	無税
二二五五のうち	バーボンウイスキー	バーボンウイスキー	一割
二二一〇のうち	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するレッテルがはり付けてあり、かつ、そのレッテルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するレッテルがはり付けてあり、かつ、そのレッテルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	無税
二二二二のうち	松脂	松脂	五分
二二二三のうち	機械用の刃物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る)、工具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	機械用の刃物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る)、工具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	五分
二二四二のうち	自動車(自動三輪車及び原動力機のついたシャシを含む。)	自動車(自動三輪車及び原動力機のついたシャシを含む。)	五分
二二五八のうち	二のうちギアカッタ、その他の(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含み、無限軌道式のものを除く。)のうち	二のうちギアカッタ、その他の(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含み、無限軌道式のものを除く。)	五分
二二二二のうち	鉛筆、ペン及びこれら部分品	鉛筆、ペン及びこれら部分品	五分
二二二三のうち	万年筆(ボールペンを含む)、練出鉛筆、	万年筆(ボールペンを含む)、練出鉛筆、	五分
二二二四のうち	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	五分
二二二五のうち	甲のうち万年筆	甲のうち万年筆	五分
二二二六のうち	二 その他	二 その他	五分
二二二七のうち	D 現行譲許表に掲げられていない品目についての新譲許	D 現行譲許表に掲げられていない品目についての新譲許	五分

D

現行譲許表に掲げられていない品目についての新譲許

輸入税表番号	品目	現行税率
		新譲許税率
二二〇八のうち	こうりやん(割らないもので飼料用のものに限る。)	五分
	注 税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	五分
二二二一のうち	穀粉及び豆粉類	無税
二二二二のうち	一のうち小麦粉(モノソジウム・グルタメート製造用のものに限る。)	二割五分
二二二三のうち	金屬工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドローリングマシン、ネールマーキン	一割二分五厘
二二二四のうち		
二二二五のうち		
二二二六のうち		
二二二七のうち		

グマシン、モールジングマシン、フランジングマシン、ベンジングマシン、リベッティングマシン等を含む。)並びに金属及び木以外の硬質物加工用の切削機械(ニューマチックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

金属加工用の旋盤のうち  
多軸自動旋盤(棒材用で六軸以下のものを除く。)

金属加工用のフライス盤のうち  
ならないフライス盤(形彫り盤を含み、フライス盤が三本以上のもの又は加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。)

万年筆(ボールペンを含む)、練出鉛筆、鉛筆、ペン及びこれら部分品

一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

甲のうち万年筆

二 その他

一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

万年筆(ボールペンを含む)、練出鉛筆、鉛筆、ペン及びこれら部分品

一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

万年筆(ボールペンを含む)、練出鉛筆、鉛筆、ペン及びこれら部分品

B 及び C のうち輸入税表番号第一六七九号に掲げる品目の新譲許税率は、同じ日から適用する。

注 C のうち輸入税表番号第一六七九号に掲げる品目の新譲許税率は、C の他の品目の新譲許税率が適用される日よりおそい日から適用することができる。

注 C のうち輸入税表番号第一六七九号に掲げる品目の新譲許税率は、同じ日から適用する。

關稅及び貿易に関する一般協定に附屬する第三二八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件外一件

右  
國税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表（日本国との譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

関税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表（日本国との譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表（日本国との譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国会に提出する  
昭和三十六年九月二十六日

内閣總理大臣 池田 勇人

一三二一のうち	ルタメート製造用の原料として使用するものに限る。	五分	無税	五分
六七〇のうち	採油用の種(別号に掲げるものを除く)。(サフラワーの種)	五分	無税	五分
一六三三五のうち	コールタール分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの(別号に掲げるものを除く)。	五分	無税	五分
一六七八のうち	楽器	五分	無税	五分
一七四五	樂器(ピアノ、オルガン、手風琴及びハーモニカを除くものとし、これらのものが電磁式、靜電式又は電子式のものであるかどうかを問わない。) ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く)。	五分	無税	五分
一七四九のうち	別号に掲げない物品	二割	一割五分	五分
乙 その他	二 その他	一割五分	一割五分	五分
ロール状の写真感光材料(感光紙、転写材及び現像剤が結合したもので、拡散転写方式のものに限る。)	無税	一割五分	一割五分	五分

政府は、關稅及び貿易に關する「般協定に附屬する第三十八表（日本國の讓許表）」に掲げる讓許のうちドイツ連邦共和国を原交渉國とするもの一部を修正し、又は撤回する必要を認め、同協定第二十八条に基づきドイツ連邦共和国との交渉を行なつた結果、本年四月二十九日同讓許の修正及び撤回について合意に達し、その結果に關する文書に署名した。政府は、諸般の事情にかんがみこの文書に掲げる新しい讓許を早急に實施する必要を認めたので、本年六月二十八日にこの文書を締結した。よつて、この文書の締結について国会の承認を求める所といたしたい。これが、この事件を提出する理由である。

關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表（日本國の讓許表）に掲げる讓許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に關する文書

第三十八表（日本國の讓許表）に關する交渉

日本國の代表團及びドイツ連邦共和国の代表團は、第三十八表（日本國の讓許表）に掲げる讓許を修正し、又は撤回するための第二十八条に基づく交渉を、附屬書に記載するとおり、完了し

輸入税表番号	品名	現行譲許税率
一六四二のうち む。)	自動車（自動三輪車及び原動力機のついたシャシを含 むのうち乗用車（乗用ジープを含み、自動三輪車を除くものとし、輪距が二百五十四センチメートルをこえ、二百七十センチメートル以下のものに限る。）	三割五分

昭和三十六年十月二十四日 衆議院会議録第十三号 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求める件外)一

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求める件外)一

チックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

金属加工用の旋盤のうち

普通旋盤(ベッド上の振りが千ミリメートル以上のものに限る。)

自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六百ミリメートルに満たないものに限る。)

单軸自動旋盤(棒材用のものに限る。)立旋盤(テーブルの直径が二千ミリメートル以上のものに限る。)

横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二百ミリメートルに満たないものに限る。)

金属加工用のフライス盤のうち

万能工具フライス盤

ならないフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならない操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。)

チックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

金属加工用の旋盤のうち

多軸自動旋盤(棒材用で六軸以下のも

のを除く。)

金属加工用のフライス盤のうち

フライス軸が三本以上のもの又は加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならない操作をカム式

機械により行なうものを除く。)

金属加工用の歯切盤のうち

平面研削盤(研削することができる内径が二百ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。)

チックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二千ミリメートルに満たない長いテーブル式のものに限る。)

金属加工用の歯切盤のうち

單軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの直径が七百ミリメートル以上の中

に限る。)

C 現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

輸入税表番号

品

名

現行譲  
税率

新譲許税率

一五一〇のうち

ガスホールダー、液体タンク及びこれらの部品(鉄鋼製のものに限る。)

無水式ピストン型ガスホールダー

金属工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドローイングマシン、ネールメーラー、

グマシン、モールジングマシン、フランジングマシン、ベンジングマシン、リベッヂマシン等を含む。)並びに金属及び木以外の硬質物加工用の切削機械(ニードルマ

チックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

金属加工用の旋盤のうち

多軸自動旋盤(棒材用で六軸以下のも

のを除く。)

金属加工用のフライス盤のうち

フライス軸が三本以上のもの又は加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならない操作をカム式

機械により行なうものを除く。)

金属加工用の歯切盤のうち

平面研削盤(ビニオン工具型のもので加工することができる直径が九百ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が千二百ミリメートル以上のものに限る。)

チックのもの及び別号に掲げるものを除く。)

金属加工用の研磨盤のうち

平面研削盤(研削することができる長さが三千ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式

ねじ研削盤)

印刷機械

自動二色刷り凸版毎葉印刷機(シリコン

一六八五のうち

一割五分

一割

一割

一割

一割

一割

一割

一割

一割

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告	対して譲許を行なつてきておりま	ことにより、所期の税率引き上げにつ	意のあった工作機械を除く品目につい	た。よつて、政府は、その責任におい
を求める。外務委員長森下國雄君。	が、一部の譲許税率については、そ	いて合意が成立し、本年四月十日及び	て、去る六月二十八日、本件二文書に	て、去る六月二十八日、本件二文書に
[報告書は会議録追録に掲載]	後の経済事情の変化によりまして、そ	四月二十九日に、それぞれ日米及び日	掲げる品目中、工作機械を除く品目の	掲げる品目中、工作機械を除く品目の
[森下國雄君登壇]	の修正または撤回の必要が生じて参り	独両国代表団の間に交渉を完了し、そ	新譲許税率を、本年七月一日から適用	新譲許税率を、本年七月一日から適用
ました。このため、昨年来、ガット第	ました。このため、昨年来、ガット第	移す方針で、さきの第三十八回国会に	する旨の通告をガット締約国団の書記	する旨の通告をガット締約国団の書記
二十八条に基づくガットの再交渉会議	二十八条に基づくガットの再交渉会議	移す方針で、さきの第三十八回国会に	局長に対し行ない、国会に対しては	局長に対し行ない、国会に対しては
○森下國雄君 ただいま議題となりま	が開催された機会に、大豆、工作機	移す方針で、さきの第三十八回国会に	事後にその承認を求めることがとなつた	事後にその承認を求めることがとなつた
したガットに関する二つの案件につき	械、乗用車など二十四品目の譲許税率	移す方針で、さきの第三十八回国会に	ものであります。	ものであります。
まして、外務委員会における審議の経	の引き上げ修正または撤回を目的とし	移す方針で、さきの第三十八回国会に	本件二文書は、九月二十六日本委員会	本件二文書は、九月二十六日本委員会
過並びに結果を報告申し上げます。	するガット上の一般的な手続に従い、	移す方針で、さきの第三十八回国会に	に付託されましたので、会議を開き、	に付託されましたので、会議を開き、
わが国は、昭和三十年のガット加入	これららの譲許の原交渉国、すなわ	移す方針で、さきの第三十八回国会に	政府の提案理由の説明を開き、質疑を	政府の提案理由の説明を開き、質疑を
の際の関税交渉、同三十二年の第四回	ち、十二品目については米、独の両国	移す方針で、さきの第三十八回国会に	行ないましたが、その詳細は会議録に	行ないましたが、その詳細は会議録に
わが国は、昭和三十年のガット加入	と、他の十二品目については米国のみ	移す方針で、さきの第三十八回国会に	より御了承を願います。	より御了承を願います。
と交渉を行ない、その際、両国にそれ	ととなつておりますところ、政府は、	移す方針で、さきの第三十八回国会に		
ぞれ新たな譲許を代償として提供する	これらの新譲許のうち、特に別段の合	移す方針で、さきの第三十八回国会に		
百七十九税目についてガット締約国に	これが新譲許のうち、特に別段の合	移す方針で、さきの第三十八回国会に		

かくて、十月二十日、質疑を終了し、討論を省略し、採決の結果、本一件はいずれも多数をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。  
まず、日程第一につき採決いたします。

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

次に、日程第二につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第三 農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出)  
日程第四 日本輸出入銀行法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

#### (資金への繰入れ)

近代化助成資金の設置に関する法律案、日程第四、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

#### 農業近代化助成資金の設置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日  
内閣総理大臣 池田 勇人

農業近代化助成資金の設置に関する法律

(資金の設置)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第一号)の規定に基づき、農業近代化資金の融通に必要な財源を確保するため、農業近代化助成資金(以下「資金」といふ。)を設置する。

第五条 資金は、農業近代化資金助成法第三条の規定により都道府県に対し補助するため必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第八条第一項第十四号の二の次に次の二号を加える。

十四の三 農業近代化助成資金を管理すること。

第七条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 農林大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年

度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

4 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

5 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

6 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

7 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

8 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

9 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

10 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

11 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

12 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

13 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

14 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

15 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

16 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

17 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

18 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

19 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

20 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

21 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

22 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

23 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

24 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

25 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

26 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

27 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

28 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

29 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

30 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

31 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

32 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

33 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

34 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

35 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

36 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

37 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

38 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

39 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

40 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

41 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

42 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

43 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

44 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

45 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

46 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

47 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

48 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

49 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

50 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

51 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

52 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

53 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

54 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

55 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

56 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

57 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

58 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

59 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

60 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

61 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

62 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

63 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

64 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

65 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

66 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

67 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

68 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

69 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

70 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

71 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

72 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

73 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

74 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

75 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

76 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

77 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

78 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

79 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

80 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

81 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

82 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

83 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

84 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

85 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

86 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

87 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

88 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

89 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

90 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

91 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

92 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

93 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

94 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

95 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

96 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

97 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

98 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

99 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

100 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

101 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

102 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

103 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

104 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

105 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

106 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

107 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

108 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

109 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

110 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

111 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

112 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

113 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

114 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

115 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

116 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

117 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

118 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

119 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

120 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

121 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

122 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

123 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

124 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

125 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

126 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

127 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

128 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

129 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

130 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

131 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

132 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

133 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

134 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

135 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

136 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

137 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

138 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

139 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

140 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

141 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

142 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

143 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

144 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

145 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

146 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

147 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

148 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

149 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

150 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

151 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

152 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

153 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

154 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

155 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

156 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

157 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

158 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

159 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

160 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

161 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

162 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

163 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

164 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

165 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

166 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

167 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

168 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

169 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

170 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

171 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

172 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

173 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

174 内閣は、日本輸出入銀行法の一部を改正する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

【報告書は会議録追録に掲載】

【小川平二君登壇】

○小川平二君 大だいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、農業近代化助成資金の設置に関する法律案について申し上げます。

御承知の通り、政府は、本三十六年度から新たに農業近代化資金助成法案が提を実施することとし、このため、別途今国会に農業近代化資金助成法案が提出されました。同法律案におきましては、農業協同組合等の融資機関

貸し付けた場合には、都道府県が利子補給を行なうこととし、国は原則としてその半額を都道府県に補助することができるなどといたしております。

そこで、ここに議題となつております農業近代化助成資金の設置に関する法

律案におきましては、これと照応して、右の国が都道府県に対し行なう補助に必要な財源を確保するため、一般会計に農業近代化助成資金を設けようと

するものであります。この資金には、一般会計からの繰入金及びこれを

資金運用部に預託した場合に生ずる利子を充当することといたしております。

本案につきましては、慎重審議の結果、去る二十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、最近ブランクト輸出の大幅な増加等により、日本輸出入銀行に対する資金需要がきわめて旺盛となつてゐる点にかんがみ、輸出振興のための施策の一つとして、同行に対して産業投資特別会計から八十億円を出し、同行の資本金七百三億円を七百八十三億円といたそくとするものであります。

なお、このほか、同行に対しでは資金運用部より百二十億円の資金を追加することにより、ブランクト輸出等の金融に遺憾のないよう措置いたしております。

補給を行なうこととし、國は原則としてその半額を都道府県に補助することができるなどといたしております。

そこで、ここに議題となつております農業近代化助成資金の設置に関する法

会一致をもつて原案の通り可決となりました。

なお、本案に對しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は次の通りであります。

すなわち、

輸出入及び海外投資活動に伴う日の資金源が財政資金であることとかえり、資金の効率的運用に敵に留意すべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手) といふものであります。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 宅地造成等規制法案  
(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、宅地造成等規制法案を議題といたします。

## 宅地造成等規制法案

右 国会に提出する。(定義)

昭和三十六年十月一日 内閣総理大臣 池田 勇人

つて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行なうもの)をいう。

三 灾害 がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く)及び仕様書をいう。)を作成することをいう。

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその生命及び財産の保護を図り、も

目的( )

第一章 総則(第十九条 第二十一条)

第二章 宅地造成工事規制区域(第三条 第七条)

第三章 宅地造成に関する工事等の規制(第八条 第十八条)

第四章 雜則(第十九条 第二十一条)

第五章 罰則(第二十三条 第二十二条)

第六章 附則(第十六条)

### 第一章 総則

第一条 この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となるうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、も

のを除く)及び仕様書をいう。作成することをいう。

六 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその生命及び財産の保護を図り、も

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約による者をいう。

よらないでみずからその工事をする者をいう。

第二章 宅地造成工事規制区域

(宅地造成工事規制区域)

第三条 建設大臣は、関係都道府県

(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内の土地については、指定都市。(以下第十一條を除き同じ。)又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう場合においては、他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なう者には、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等の障害物若しくはボーリング若しくは試掘等といふ)の申出に基づき、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ(以下「障害物」という。)を伐除する場合又は当該土地に立入りする場合においては、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかかるべき等で開まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合においては、その旨を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合第一項の指定は、建設省令で定めることにより、官報に告示するものでなければならない。

3 第一項の指定は、建設省令で定めることにより、官報に告示す

ることによつて行なう。

(測量又は調査のための土地の立入り)

第四条 建設大臣若しくは都道府県知事(指定都市の区域内の土地について)は、指定都市の長。以下第二十条を除き同じ。)又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なう者には、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等の障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第五条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう場合は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等の障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

(以下「障害物」という。)を伐除する場合又は当該土地に立入りする場合においては、その旨を土地の占有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除する者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかるらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受け、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した

に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の占有者及び占有者に通知しなければならない。

(意見述べる機会を与えないことはならない。

(証明書等の携帯)

第六条 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうしようとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長の身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 第二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

5 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

6 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

7 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

8 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

10 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

11 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

12 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

13 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

14 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

15 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

16 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

17 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

18 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

19 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

20 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

21 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

22 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

23 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

24 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

25 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

26 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

27 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

28 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

29 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

30 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

31 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

32 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

33 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

34 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

35 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

36 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

37 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

38 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

39 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

40 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

41 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

42 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

43 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

44 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

45 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

46 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

47 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

48 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

49 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

50 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

51 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

52 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

53 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

54 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

55 前二項に規定する損失の補償は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。





伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(訴願)

第二十一条 都道府県知事が第八条

第一項、第十二条第一項、第十三

条第一項から第三項まで若しくは

第五項又は第十六条第一項若しく

は第二項の規定に基づいてした処

分又は命令について不服のある者

は、その処分又は命令のあつた

ことを知つた日から三十日以内

に、建設大臣に訴願することがで

きる。ただし、その処分又は命令

のあつた日から六十日を経過した

場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に特に定める

もののほか、この法律によりなす

べき公告の方法その他この法律の

実施のため必要な事項は、政令で

定める。

第五章 訴則

第二十三条 第十三条第二項、第三

項又は第五項前段の規定による都

道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以

下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 第四条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

- 第五条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

- 第八条第一項の規定に違反した造成主

- 第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者

- 第八十八条に次の一項を加えせず、又は虚偽の報告をした者

- 第六条第一項及び第九項を除く。)及び第八十九条に係る部分

- 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第号)第八条第一項中第六条、第七条、第

- 十九条に係る部分

- 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第号)第八条第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。

(施行期日)

理由

- この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 建設省設置法(一部改正)

- 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

- 第十六条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

- 第十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 議長(清瀬一郎君) 委員長の報告をすることがあります。建設委員長「階堂進君」

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処すること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように改正する。

第八十八条に次の一項を加えせず、又は虚偽の報告をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前三条の違法行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第四条第一項及び第九項を除く。)及び第八十九条に係る部分

は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第号)第八条第一項中第六条、第七条、第

十九条に係る部分

は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第号)第八条第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。

〔二階堂進君登壇〕

〔階堂進君登壇〕

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告をすることがあります。建設委員長「階堂進君」

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二二、宅地造成等規制法

〔昭和三十六年法律第号〕

の施行に關する事務を管理す

ること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔建築基準法(一部改正)〕

〔第二百一号〕の一部を次のように

改正する。

第三十三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二

## 官報(号外)

するためには必要な監督処分ができることと、第四、宅地造成工事規制区域内の宅地の保全を期するため、都道府県知事は、宅地の所有者等に対し災害防止のために必要な勧告をし、特に必要と認めるときは、改善のための工事を命ずることができること、以上四点のほか、宅地造成工事規制区域内の宅地または宅地造成工事規制区域内の宅地を把握するために必要な報告の徵取、宅地転用の届出、立ち入り検査等について所要の規定を設けております。

本案は、去る十月五日本委員会に付託せられ、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、十月二十日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決に付し、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第七 昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による溢水の排除に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第八 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による灾害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第九 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による灾害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第六、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第七、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による溢水の排除に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第八、昭和三十六年五月の風害若しくは水害又は同年八月の北美灘地震による灾害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第九、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による灾害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第十、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害

日程第六、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(目的)

第一条 この法律は、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再資金」といふ)の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下

げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものとします。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等の直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という)。

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち前号に掲げる者を含むもの。

(商工組合中央金庫に対する利子補給)

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

## (利子補給の対象となる貸付け)

第四条 前条の契約による利子補給

金の支給の対象となる貸付けは、

商工組合中央金庫が指定被害中小

企業者に対する昭和三十七年三月

三十日までに行なう再建資金の

貸付けであつて、その全部又は一

部の利率が年六分五厘であるもの

とし、その利子補給金の支給の対

象となる金額は、指定被害中小企

業者ごとに、その利率によつて貸

し付けた額（その額が次の各号に

規定する貸付けの区分に応じ當

該各号に掲げる金額をこえると

きは、当該金額）以内の額とす

る。

一 指定被害中小企業者（中小企

業者団体を除く。）に対する貸付

けについては、百万円（その

指定被害中小企業者の直接又は

間接に所属する中小企業者団体

が当該指定被害中小企業者に対

し転貸する再建資金の貸付けを

受けている場合において、その

転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるとき

きは、その対象となる額を控除

した金額）

## 二 中小企業者団体に対する貸付

け（次号の貸付けを除く。）につ

いては、三百万円

## 三 中小企業者団体に対する再建

資金であつて、その直接又は間

接の構成員たる指定被害中小企

業者（以下この条において「被

害構成員」という。）に転貸され

るもの（以下次項において「転

貸資金」という。）の貸付けにつ

いては、それぞれの被害構成員

に転貸する金額のうち一百万円

（その被害構成員が再建資金の

貸付けを受けている場合において

て、そのうちに利子補給金の支

給の対象となる額があるとき、

又はその直接若しくは間接に所

属する他の中小企業者団体が当

該被害構成員に対し転貸する再

建資金の貸付けを受けている場

合において、その転貸する額の

うち利子補給金の支給の対象

となる額があるときは、その対

象となる額を控除した金額）ま

での額に相当する金額の合計

額

## 2 転貸資金の貸付けを受ける中小

企業者団体がその転貸資金を被害

構成員に転貸する場合において、

昭和三十六年六月、七月及び八月

の水害又は同年九月の風水害を受け

した金額）

その利率が年六分五厘をこえると

きは、そのこえる率により転貸し

た金額は、前項の利子補給金の支

給の対象となる金額には含まれな

いものとする。

## 3 政府が前条の契約による利子補

給金の支給の対象とすることがで

きる金額の総額は、十四億円を限

度とする。

## (利子補給金の支給額)

第五条 第二条の契約により政府が

支給する利子補給金の額は、商工

組合中央金庫が貸し付けた再建資

金の額のうち利子補給金の支給の

対象となる金額につき前条第一項

に規定する利率により計算した利

子の額と、当該利子補給金の支給

の対象となる金額につき商工組合

中央金庫がその貸付けと同種類の

貸付けを行なう場合における通常

の利率により計算した利子の額と

の差額に相当する金額とする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

昭和三十六年六月、七月及び八月

の水害又は同年九月の風水害を受け

した金額）

た中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げに必要な措

置を定める必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

## (堆積土砂の排除事業)

第二条 地方公共団体又はその機関

が河川、道路、公園その他の施設

で政令を定めるものの区域内の堆

積土砂の排除事業（国がその費用

の一部を負担し、又は補助する災

害復旧事業に附隨して行なうもの

を除く。）を施行する場合において

は、國は、他の法令に因る負担又

は補助に関し別段の定めがある場

合を除き、予算の範囲内において

て、その事業費の十分の九を補助

することができる。

## 2 国は、市町村が、前項に規定す

る区域外の堆積土砂で、市町村長

が指定した場所に集積されたもの

又は市町村長がこれを放置するこ

とが公益上重大な支障があると認

めたものについて排除事業を実行

する場合においては、他の法令に

規定の負担又は補助に関し別段の定

めがある場合を除き、予算の範囲

内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

の豪雨に伴い政令で定める地域内

に浸入した水で、浸水状態が政令

で定める程度に達するものをい

う。

## (堆積土砂の排除事業)

第三条 地方公共団体又はその機関

が河川、道路、公園その他の施設

で政令を定めるものの区域内の堆

積土砂の排除事業（国がその費用

の一部を負担し、又は補助する災

害復旧事業に附隨して行なうもの

を除く。）を施行する場合において

は、國は、他の法令に因る負担又

は補助に関し別段の定めがある場

合を除き、予算の範囲内において

て、その事業費の十分の九を補助

することができる。

## 2 国は、市町村が、前項に規定す

る区域外の堆積土砂で、市町村長

が指定した場所に集積されたもの

又は市町村長がこれを放置するこ

とが公益上重大な支障があると認

めたものについて排除事業を実行

する場合においては、他の法令に

規定の負担又は補助に関し別段の定

めがある場合を除き、予算の範囲

内において、その事業費の十分の九を補助することができる。





あるのは「昭和三十六年一月一日から四月三十日まで及び十月八日から十二月三十一日まで」

とする。

#### 四 水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内にものについては、暫定措置法

第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、

同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四

(当該事業費のうち政令で定め

る額に相当する部分については、

同法第三条第二項第五号中「十分の九」とし、その他のもの

については、同号中「十分の二」

とあるのは「十分の三(当該事業

費のうち政令で定める額に相当

する部分については、十分の

五)とする。

#### 2 前項第一号から第三号までの規定は、これらの規定を適用しない

ものとして暫定措置法の規定により算定した同法第三条第一項の規定による国による補助の額が、前項第一号から第三号までの規定を適用して同法の規定により算定した同

法第三条第一項の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

#### (開拓地の施設等に対する助成措置)

置)

第二条 都道府県が、次に掲げる施設(暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同法第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。)で政令で定める地域に発生した水害等(第三号に掲げる施設については、政令で定める

地域に発生した水害等(第三号に掲げる施設については、政令で定める

地域に発生した昭和三十六年九月の風水害を受けたもの災害復旧事業であつて施設との工事の費用が三万円以上のものの事業費に

つき十分の九(第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。)を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の全部を補助することができる。

2 前項第一号から第三号までの規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した同法第三条第一項の規定による国による補助の額が、前項第一号から第三号までの規定を適用して同法の規定により算定した同

法第三条第一項の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

#### (災害関連事業に係る特別措置)

るもの

#### 三 水産動植物の養殖施設で定められた水害等を受けた暫定措置法第

置)

第一条 都道府県が、第一号第一項に規定する農業用施設(災害復旧事業に係る同法第六項に規定する災害復旧事業の規定により

第一号の政令で定める地域に発生した水害等を受けた暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設

又は同法第二項に規定する林道に係る同法第六項に規定する災害復

旧事業(同法第七項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。)を行なう場合において、当該災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米地震による災害の状況にかんがみ、これらの災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業につき、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例を定めて国が高率の助成を行なうことができるようにするとともに、開拓地の施設等の災害復旧事業及び災害関連事業についても特別の助成を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 この法律において「災害」とは、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。

#### (国の補助)

第一号

この法律において「私立学

校施設」とは、私立の学校(学校

教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)第一条に規定する学校をい

う。以下同じ。)の用に供される建

物、建物以外の工作物、土地及び

設備をいう。

右

国会に提出する。

昭和三十六年十月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

立

別

措

置

法

案

二 開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

1 開拓地における住宅、農舍、畜舎及び鶏舎

2 開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定め

る経費(都道府県が三分の二をこ

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私

立学校施設の災害復旧に関する特

別措置法案

二分の一を補助することができる。



昭和三十六年十月二十四日 衆議院会議録第十三号

(昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外五案)

昭和三十六年十月二十四日 衆議院会議録第十三号

二六六

つて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校の建物等を原形に復旧するものとみなす。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国との補助)

第五条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行なわれた第二条又は第五条第一項の政令で定める地域における公立学校又は公立の社会教育施設の災害の復旧についても適用する。

3 三条並びに前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。

#### 理由

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風

水害を受けた公立学校等の建物等の

修理を図るため、公立学

校の建物等の災害の復旧に要する経

費に対する国の負担及び公立の社会

教育施設の建物等の災害の復旧に要

する経費に対する国の補助に関し、

我が國は、政令で定めるところ

に必要な經費を都道府県に交付

するものとする。

(他の法律との関係)

第七条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)による国の費用負担は、行なわない。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長濱地文平君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

◎濱地文平君

した昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外五件につきまして、農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案は、まことにいたしております。

次に、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による湛水の排除に關する特別措置法案は、堆積土砂並びに湛水の排除について、地方公共団体が施行する場合、国がその事業費の十分の九を補助できるものといたしております。

右の各法律案は、本年の集中豪雨、

第二室戸台風等、本年数次にわたって

発生した風水害等に關し、これが対策

を行なうため、財政収入の不足を補う

めに於ける災害対策の財源とする場

社会教育施設」と読み替えるものとする。

すみやかな復旧を図るために、公立学

校の建物等の災害の復旧に要する経

費に対する国の負担及び公立の社会

教育施設の建物等の災害の復旧に要

する経費に対する国の補助に関し、

ある。

（都道府県への事務費の交付）

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうたるものとする。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長濱地文平君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

◎濱地文平君

ただいま議題となりました昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案は、まことにいたしております。

次に、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による湛水の排除に關する特別措置法案は、堆積土砂及び湛水の排除について、地方公共団体が施行する場合、国がその事業費の十分の九を補助できるものといたしております。

右の各法律案は、本年の集中豪雨、

第二室戸台風等、本年数次にわたって

発生した風水害等に關し、これが対策

を行なうため、財政収入の不足を補う

めに於ける災害対策の財源とする場

を行なうため、財政収入の不足を補う

めに

分の二の特別の助成を行なうこととなりしております。

次に、文教関係二件について申し述べます。

学校施設等の復旧については、公立学校の建物等に対し、四分の三の国庫負担を行ない、公立の社会教育施設の建物等については、国が三分の二を補助し、さらに、私立学校施設に対しては、二分の一の国庫補助を行なうこととし、また、公立学校の建物等の復旧について、鉄筋コンクリート作り等に改良復旧する場合には、特別の措置を講することいたしております。

以上申し述べました特別措置は、いざれも政令をもつて指定された地域に適用することといたします。以上が各案についての要旨の概要であります。

次に、審議の経過につき申し述べます。前国会閉会中、本院に災害対策協議会が設置され、同協議会において「昭和三十六年五月乃至八月の風水害対策協議」が決定され、また第二室合風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、以上三案については、内閣より修正の申出があり、去る二十日本院においてこれを承諾するに決したものであります。

二室合風等による被災の実情をつぶさに観察し、その報告を聽取するとともに、当面の緊急災害対策の審議にあたり、各法律案の付託を待つて就意そ

の審査に努力し、内閣総理大臣ほか各大臣等の出席を求めて熱心なる質疑がなされ、審議を尽くした次第であります。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

なお、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に

關する特別措置法案、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び

十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案、昭和三十六年五月の風害若しくは

水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、以上

三案についても、内閣より修正の申出があり、去る二十日本院においてこれを承諾するに決したものであります。

かくて、質疑を終了し、採決の結果、右の六件は、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました次第であります。

なお、起債の特例等に関する法律案を除く五案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる附帯決議が、それぞれ全会一致をもつて決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 六案を一括して採決いたします。

六案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、六案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これを通り可決いたしました。

午後二時三十七分散会

出席政府委員  
農林政務次官 中馬 辰猪君  
(特第2号)  
通商産業政務次官 森 清君  
(応召議員)

福岡県第四区選出 田原 春次君  
(常任委員辞任)  
一、去る二十日、議長において、次の任命したいので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。  
外務委員 愛知 揆一君 宇都宮徳馬君  
福家 俊一君 受田 新吉君  
佐々木義武君 海部 俊樹君 久野 忠治君  
山崎 始男君

一、去る二十日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
農林水産委員 北山 愛郎君  
佐々木義武君 海部 俊樹君 久野 忠治君  
山崎 始男君  
文教委員 下平 正一君 西尾 末廣君  
田村 元君 伊藤 輝君  
坂谷 忠男君 木村 公平君  
宇野 宗佑君 大竹 作慶君  
前田 義雄君

建設委員 大沢 雄一君 海部 俊樹君  
大蔵大臣 小坂善太郎君  
外務大臣 水田三喜男君  
文部大臣 荒木萬壽夫君  
別委員会は、まず近畿、四国、北陸地方の被災各府県に委員を派遣して、第

昭和三十六年度特別会計予算補正  
(特第2号)  
の通りである。

福岡県第四区選出 田原 春次君  
(常任委員辞任)  
一、去る二十日召集に応じた議員は次の通りである。  
農林政務次官 中馬 辰猪君  
(特第2号)  
通商産業政務次官 森 清君  
(応召議員)

福岡県第四区選出 田原 春次君  
(常任委員辞任)  
一、去る二十日、議長において、次の任命したいので、公共企業体等労働

(常任委員補欠選任)  
一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

## 外務委員

久野 忠治君

佐々木義武君

海部 俊樹君

西尾 末廣君

福家 俊一君

愛知 摂一君

宇都宮徳馬君

文教委員

農林水産委員

横路 節雄君

通信委員

川俣 清音君

建設委員

宇野 宗佑君

前田 義雄君

大竹 作麗君

北山 愛郎君

大沢 雄一君

伊藤 公平君

丹羽喬四郎君

田村 元君

決算委員

山崎 始男君

(特別委員辞任)

北山 愛郎君

森本 端君

井堺 繁雄君

(特別委員辞任)

前田 義雄君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

大竹 作麗君

(議案提出)

木村 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

丹羽喬四郎君

(議案提出)

北山 愛郎君

(議案提出)

森本 端君

(議案提出)

井堺 繁雄君

(議案提出)

前田 義雄君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

大竹 作麗君

(議案提出)

木村 公平君

(議案提出)

宇都宮徳馬君

(議案提出)

文教委員

(議案提出)

農林水産委員

(議案提出)

横路 節雄君

(議案提出)

北山 愛郎君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

丹羽喬四郎君

(議案提出)

北山 愛郎君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

大竹 作麗君

(議案提出)

木村 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

(議案提出)

大沢 雄一君

(議案提出)

伊藤 公平君

(議案提出)

田村 元君

(議案提出)

宇野 宗佑君

県に対する母子福祉資金に関する法律案（内閣提出第七四号）  
 昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案（内閣提出第七五号）

以上七件 災害対策特別委員会付託  
 一、去る二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三四号）（參議院送付）

大蔵委員会付託  
 沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一四号）  
 水産業改良助長法案（角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一六号）  
 以上二件 農林水産委員会付託  
 一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

国民年金法の一部を改正する法律案（中野四郎君外二十名提出、衆法第一八号）  
 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（中野四郎君外十名提出、衆法第九号）  
 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案（中野四郎君外十名提出、衆法第二〇号）

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（中野四郎君外十名提出、衆法第二二号）  
 以上四件 社会労働委員会付託  
 水産物の価格の安定等に関する法律案（角屋堅次郎君外十二名提出、衆法第一五号）  
 農林水産委員会付託  
 （議案送付）  
 一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。  
 オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時条例に関する法律案（オリンピック東京大会準備促進特別委員長提出）  
 商店街組合法案（松平忠久君外二十八名提出）  
 一、去る二十日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

水産物の価格の安定等に関する法律案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 国民年金法の一部を改正する法律案（中野四郎君外二十五名提出）  
 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（中野四郎君外十名提出）  
 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案（中野四郎君外十名提出）  
 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（中野四郎君外十名提出）  
 以上二件 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案（中野四郎君外二十名提出）  
 一、去る二十一日參議院において次の各件に付託された議案は次の通りである。

農林水産委員会付託  
 沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 水産業改良助長法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 本院議員提出案を參議院に送付した。一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。  
 沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 水産業改良助長法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 本院議員提出案を參議院に送付した。  
 一、去る二十日、内閣から次の各件についての天災につき、それぞれ、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。  
 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正の件  
 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正の件  
 一、去る二十日、本院は次の各件をそれぞれ承諾し、その旨參議院及び内閣に通知した。

農林水産委員会付託  
 沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 水産業改良助長法案（角屋堅次郎君外十二名提出）  
 本院議員提出案を參議院に送付した。  
 一、去る二十日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案（中野四郎君外二十名提出）  
 昭和三十六年五月の風害若しくは水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正の件  
 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧等に関する特別措置法案中修正の件  
 児童扶養手当法案  
 通算年金通則法案  
 教職員定数の標準等に関する法律案  
 公立高等学校的設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案  
 昭和三十六年度一般会計予算補正案（第1号）  
 昭和三十六年度特別会計予算補正案（特第2号）  
 一、去る二十日、内閣から次の各件についての天災につき、それぞれ、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。  
 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正の件  
 一、去る二十日、本院は次の各件をそれぞれ承諾し、その旨參議院及び内閣に通知した。

昭和三十六年十月二十四日 業議院会議録第十三号

朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正の件

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案中修正の件

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案中修正の件

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案中修正の件

衆議院会議録第十二号(その一)中

正誤

一九二五  
二 学級編成  
二 学級編制

行 誤 正  
る 状況にかか 状況にかん  
んがみ がみ

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価

一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
内

発行所

東京都新宿区市谷木村町一五  
大蔵省印 制局  
電話九段四三一  
郵便